

監査報告書

令和5年5月30日

社会福祉法人 普仁会
理事長 鈴木正之様

監事 竹川博之
監事 後藤康悦

私たち監事は、社会福祉法第45条の18に基づき令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査日時

令和5年5月30日（火） 10時00分～11時30分

2 監査場所

社会福祉法人 普仁会 会議室

3 監査の方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方針により、当該会計年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算書類関係（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

4 監査の結果

（1）事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類関係及び財産目録の監査結果

計算書類関係及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 社会福祉充実残額に関する監査結果

令和4年度決算における社会福祉充実残額については、国から示された積算式に則り計算した結果、社会福祉充実残額が生じないことから社会福祉充実計画の作成が不要となることを確認しました。

(4) 財務収支バランスに関する監査意見

設備投資などを進めた結果、潤沢だった資金残高も徐々に目減りしてきていることから、将来の財務収支のバランスがとれたものとなるよう、次年度以降、財務収支の改善に向け計画的な執行に努めていただきたい。